

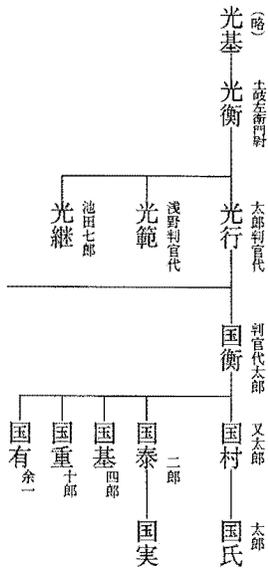
『渋川系図』伝本補遺、附土岐頼貞一族考証（下）

四、土岐章氏本『当家系図』の史料的价值について

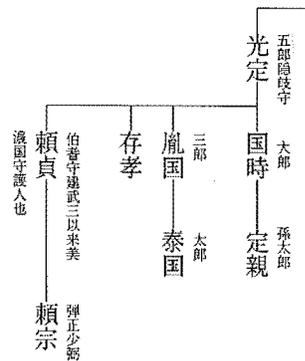
土岐氏系図として本稿（上）に、土岐系図甲・丙本、徳山本大系図を利用したが、何れも『尊卑』を元にしてをり、成立も近世以降に下がると思はれる。此処ではその他の中世成立土岐系図の特徴と成立について論じたい。目下該当するのは以下の系図である。

- 一、秋田県立公文書館佐竹文庫（宗家）蔵『清音寺蔵佐竹并諸家系図』
- 二、土岐章氏蔵『当方之系図』
- 三、『作者部類』巻下附載系図
- 四、『渋川系図』

一は北酒出本『源氏系図』を基にするが、南北朝時代迄の土岐氏系図を別に補なつてをり、『尊卑』に近い。



佐々木 紀 一



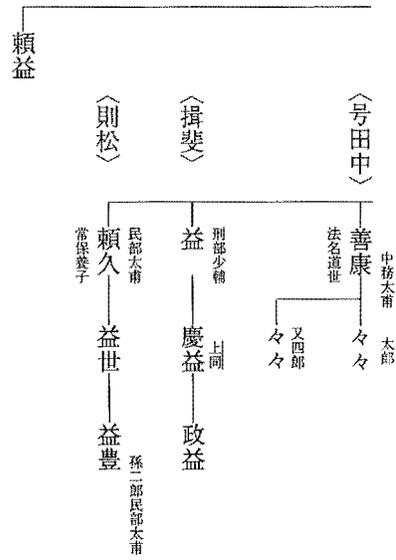
とあり頼貞以下は簡単である。^① 網懸部が『尊卑』と異なる所で、定親を国時子とする点、『尊卑』・土岐章本・『渋川』と異なる。定親は嘉元三年（一二〇五）五月刑死した「土岐孫太郎入道鏡円」に擬せられてゐるが、清音寺本の根拠は不明で、頼宗と弾正少弼頼遠を混同する点（現系図では存孝と頼貞をも別人とするが、これは現存本が法名を別人と誤解した可能性がある）、粗雑で、定親の位置には問題があらう。

二の系図は最終的な加筆は徳川吉宗の時代であるが、系図を伝来した土岐原氏の秀成が、「関東下着、依怙官領上樞房州在鎌倉、至時常陸国信太庄為鷲固^{ウマツ}下向、従尔以来、為庄主代々相統云々」し、治頼の時に美濃守護家より迎へられたとある。系図は「百六代之帝、御師範紫野之大休国師縁室門參」した治頼の代に「辞原^ツ成土岐^ツ書^ツ」^②「非

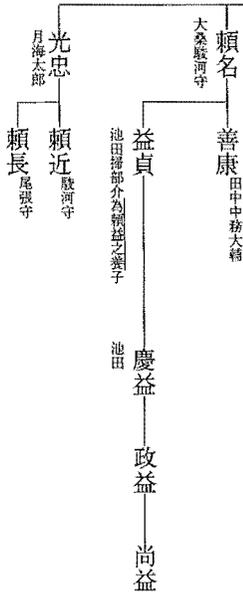
と官途が一致するものの頼益孫とはしない。「土岐系」によれば、

とあり、傍線部より頼益孫となるが、土岐章本と細部が一致せず、

とある土岐系図甲本とも異なるのである。以上、土岐章本は室町中期迄の土岐庶流を集めるが、必ずしも人物関係・記事は正確でなく、石谷氏の系図を見るに傍線部が他の系図と一致する事からすると、既存

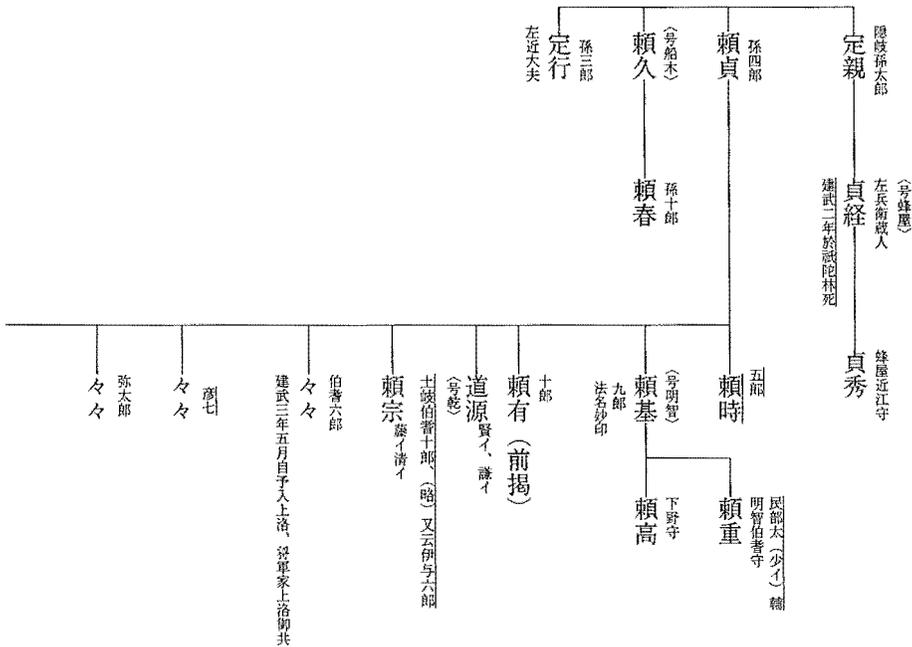


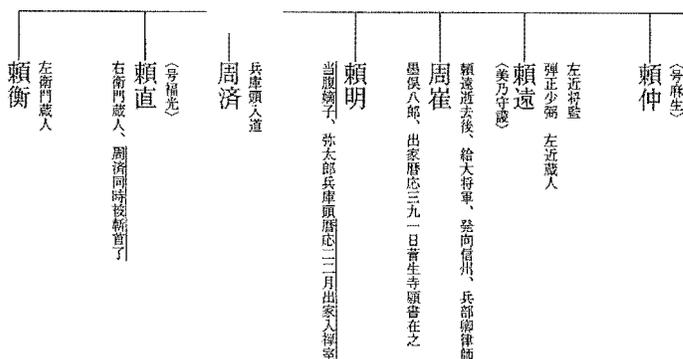
頼忠 — 光忠 — 善康 — 慶益
号月海大納言 田中中務



の系図に増補した形態が残ると思はれる。

問題の土岐頼貞子弟にも、複数系図の合成を明らかに指摘出来る。





とあり、傍線が『尊卑』に見えない注記である。本稿（上）の問題を本系図より見ると、イ、十郎頼有を持ち、平田説に合致する事は前述したが、一方で伯耆十郎頼宗を持ち同人を伊与六郎ともする。更に伯耆六郎を別人として吊り、同系図は諸説を併記する。口も同様、周濟と周濟を別掲し、前者の脇書は『尊卑』に同じだが、更に頼明と周濟を別人とするのが問題である。ハは『尊卑』と異なり頼直に「小太郎」の脇書を持たず、「右衛門藏人」の官称と周清謀叛の際の刑死を記すが、去夜、周清坊舎弟右衛門藏人、自公方被討了、（中略）又自侍所

押寄土岐蜂屋宿所〔中御門西洞院〕処、逐電云々〔杜家記録〕
観応元年十一月六日条)

とある記事に照応してゐる。『尊卑』には、頼衡を長子とせず、頼遠周崔の弟とする家系図の存する旨の注記があり、合致するが、右衛門藏人の刑死は謀反後から一月以上後で、周清と同時に斬られたのは、別の弟の左衛門大夫であるから、土岐章本は正確ではない。また右衛門藏人は「園太曆」十一月六日条に「或説土岐末子一人不逃得、取之梟首云々」とあり、「末子」が「悪源太」であるか些か疑問であらう。従つて悪源太に右衛門藏人を宛てるこれ迄の諸見解には筆者は賛成出来ない。土岐章本が別に「弥太郎」某を吊るのは問題だが、兵庫入道頼明に「当腹嫡子」・「弥太郎」とある事に従へば、寧ろ兵庫頭頼明が『太平記』の悪源太に相当する可能性が考慮されようか。

以上からすると土岐章本は、室町期の庶流系図部に一定の史実が反映してゐるとしても、問題の頼貞子孫部には、各種土岐系図の編集・合成があり、直ちに史実とする事は出来ない。

五、『作者部類』下所収「土岐氏系図」について

『作者部類』は元盛が建武四年に撰述した後、康安二年、惟宗光之が『風雅和歌集』・『新千載和歌集』作者を追補したとされる。宮内庁書陵部蔵の御所本（近世写、三冊）によるが、下巻の本奥書に、

「建武四年七月六日類聚之、更清書之、忘余算之相迫、成多日之
勞功、速翻此愚老之業力、忽資被作者之菩提而已」

元盛判」

「書写了 刑部侍郎光之」

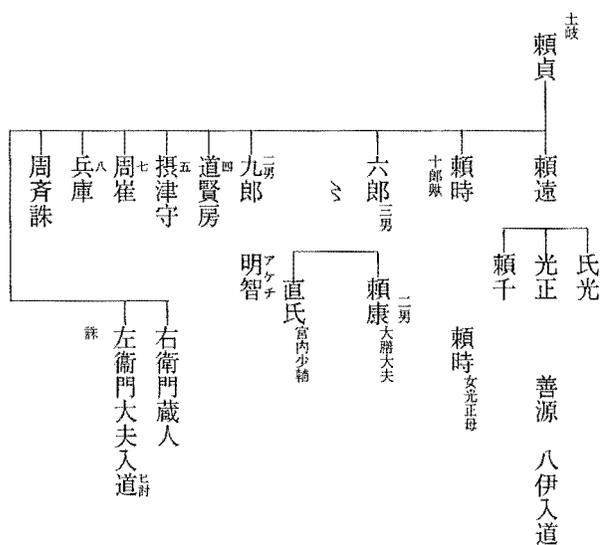
「風雅集・新千載集作者等失錯多端、疑殆非一、然而拭老眼書入

本部了

康安二年正月七日

和歌所旧生光之」

とあり、その次に以下の土岐系図が附される。



これは勅撰歌人を輩出した同一族の関係を記した覚書で、本文と対応してゐる。¹⁸⁾ 即ち「作者部類」本文より土岐一族を摘記するに、

(卷中「五位」部)

号兼後土岐

源頼貞〔伯耆権守、在考、隱岐守光定、〕⁷²⁾ 玉一風一新千二

土岐彈正少輔

源頼遠〔頼貞子〕 新千一

土岐大膳大夫

源頼康〔法名善忠、頼貞歟〕 新千二

土岐

源直氏〔宮内少甫〕 新千一

土岐 右馬橋頭

源氏光〔彈正少弼頼遠子〕 新千一

(同「六位」部)

土岐 今嶺

源光正〔彈正少弼頼遠、〕 新千一

(卷下「凡僧下」部)

土岐

昌義 禪僧 新千一

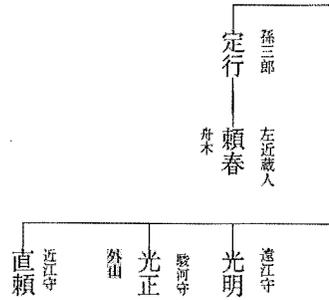
土岐八井入道

善源 新千一

(同「庶女下」部)

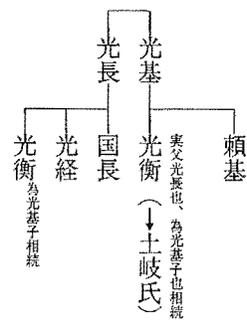
源頼時女〔土岐氏光母〕 新千一

とあり、昌義以外がこの系図に登場する。またこの後の勅撰集に初出す土岐一族歌人が、系図に反映されてゐないからである。¹⁹⁾ 従つて系図が惟宗光之の手になるとしたらば、最も近い時代の記録として貴重であるが、前掲の奥書の後にあり、又これを持たない伝本もあるから、



土岐頼益（一三五―一四一四）の世代が最後出であるが、これは前稿（上）で渋川・足利將軍家の後補部分を除いた、他の守護大名家の最後出の人物の没年から推定した『渋川』の最終成立時期と背馳しない。また他系図との関係を見るに、『作者部類』「土岐氏系図」と直接関係はなく、土岐章本よりの抜粹と見る事も出来ない。特に土岐章本の舟木氏部（前掲）を見るに、舟木孫三郎に相当する人物に、頼久と『渋川』の定行の兩名を挙げてあるが、『渋川』が土岐章本の一方を採用したのではなく、後者が前者の如き系図を利用した為の重複と考へられよう。

『渋川』はこの両系図よりも基本的に『尊卑』に近いが、『渋川』が古態を有する可能性のある箇所を指摘出来る。一つは土岐氏祖の光衡の出自で、『尊卑』（・土岐系図甲本）では、



として、光衡は、光長実子で嫡流光基跡を相続したとある。²² 北酒出本でも光衡を光基流とするが、『渋川』は光長流として、光基の跡を継いだとする説明がない。『渋川』が光基養子説を省いた可能性も否定出来ないが、『尊卑』は両説を案配したもので、『渋川』は土岐氏嫡流説²³以前の古態を留める可能性がある。また気良頼教の脇書に『尊卑』土岐系図甲本・土岐章本が伯耆十郎・左近藏人の両説を併存させていたが、『渋川』に左近藏人の注記がない事も『尊卑』の両説併記以前の形態を留めて居る可能性を指摘出来る。

これは『渋川』が古態『尊卑』よりの抜粹系図の性格が強いとした前稿の考察と背馳しない訳だが、『尊卑』との相違点で『渋川』が正しいと考へられる箇所を幾つか指摘出来る。一つは『渋川』（・土岐章本）が頼古・頼孝を頼員の子とし、前者を兵庫頭とする事である。『康永四年延暦寺申状』紙背「足利尊氏関東下向宿次・合戦注文」（建武二年（一三三五）八月）の辻堂片瀬河原合戦の戦死者記事、

土岐隠岐五郎 土岐伯耆入道孫（兵庫頭、同舍弟）（『南北朝遺文 関東編』二七〇）

の、頼貞孫の兵庫頭兄弟戦死記事に符合するからである。²⁴

また『渋川』により、肥田伊豆守を確認出来る。『熊谷文書』六八「熊

谷直経代三山重行軍忠状（暦応三年（一三三〇）十月）に「土岐肥田四郎殿」（大日本古文書）と見え、『若王子文書』足利義詮御教書（観応三年七月）には、尾張門真庄三腰村の押妨を咎められた「飛驒伊豆守」がゐる。同「引付頭人仁木義尹奉書」（応安五年（一三七三）十二月）に、「肥田伊豆入道」とある。更に「管領斯波義将奉書」には「土岐肥田入道跡」（嘉慶二年三月）とある。これからすると肥田四郎は「洪川」の光時（或は光朝）に、伊豆守は「太平記」卷三十四の名寄せ⑩に「飛驒伊豆入道」と見えたが、「洪川」の光直を当て得る。

次に本稿（上）で該当人物不明とした「太平記」の土岐阿波守が掲載されるのが「洪川」である。二人の阿波守頼清を載せるのは「洪川」に混乱があると思はれるが、蜂屋頼清は本稿（上）の名寄せ⑩の教運本・毛利本「太平記」に近江守頼清として登場してゐた。官途が異なるが教運本が依拠した系図または史料と、「洪川」に何らかの関係があると考へられる。蜂屋氏には足利氏に随従した「土岐近江守貞経」^⑪、「蜂屋近江守」が居るが、蜂屋頼清が新田義貞に従つたこの阿波守とすれば、反幕府側として度々登場する蜂屋氏の存在の説明がつく。

更に「洪川」と土岐章本にのみ見えるのが前掲した教国流で、土岐章本で、その父教国に「於九州平田養子」とあつたが、南北朝の乱より九州に土岐氏が存在した事は確かである。『成恒文書』「成恒種定軍忠状」（観応元年五月、「南北朝 九州」二七六九）

属筑州御手令発向之処、（中略）当国御敵（中略）土岐藏人太郞や、「都甲文書」^⑫「都甲惟元軍忠状」（正平七年、「南北朝 九州」三三〇六）に、

為直冬誅伐御発向之間、（中略）土岐藏人大郞以下御敵

と鎮西に「土岐藏人太郞」があるが、『洪川』の頼教脇書に一致する。教国流の各人の実在の確認が今後必要だが、鎮西土岐一氏の系譜の可能性があるか。

『洪川』は今峯駿河守光政を「外山」と誤り、また明智頼重の官途を「式部少輔」とするのは「民部少輔」が正しい点、十全ではないが、歴史的に注目すべき点があり、そこから土岐頼貞一族の特定が進むだらうか。イは十郎に父と同じく「頼貞」とあるが、本来「頼貞」とあつたと考へられる。この比定は「尊卑」ではなく、一部「太平記」に一致するが、『洪川』の諱を以て正しいとする事は出来ない。結局、諸系図との比較から決定出来ないのが、寧ろ諱よりも『洪川』が十郎を頼貞の長子の位置に置いて、米沢本（・学習院本）『太平記』巻一に一致し、先の『作者部類』^⑬「土岐氏系図」に近い事が注目される。従来『尊卑』の理解では、伯耆十郎は頼貞の最末子で、その場合、一族の統率力を過大視出来ないが、十郎が有力御家人となつてゐた土岐頼貞の嫡子であるならば、個人の企てではなく、土岐一族の陰謀荷担を意味する可能性があるからである。『花園院宸記』に依れば、十郎と共に討たれた多治見について、

田地味、国長（伯耆前司頼貞外戚之親族云々）と、伯耆前司頼貞の外戚と記し、幕府はこの時、頼貞の鎌倉の屋敷に兵を向けてをり、頼貞の関与も想定出来よう。

一方「尊卑」他の伯耆十郎・左近藏人併記は『洪川』にはないのだが、舟木頼春・氣良頼教ともに「左近藏人」とあつて特に、密告者を示す徴証はない。しかしこれは『立川寺年代記』に、

第九十七後二条院、豊仁、常葉第二之王子、元弘元年辛未御即位、

彼帝御早崩間、三宮又御即位、就之、大覚寺殿御謀叛起、六波羅并関東御退討アルヘキ讒言出来、讒者美濃源氏頼光末葉土岐判官代子息左近藏人也（続群書類従）

と、左近藏人の出自について言及があつた。諸系図を見るに、鎌倉幕府滅亡以前、土岐一族の中で判官代を称するのは氣良頼数の属する国平流の国平と国氏である。また土岐章本の氣良頼数脇書には、「武家依還忠、被収公所帯」とあり、「尊卑」には国氏の跡を継いだのが頼数でなく、頼蔭とする。「立川年代記」は書き継ぎの痕跡を残す一方、天皇の歴代、本記事の万里小路中納言を「信房」と誤るなど問題があるのだが、以上の史料から氣良頼数が問題の左近藏人である可能性を提出したい。⁹⁹『澁川』（及び「尊卑」）を見るに、本来の嫡流と思はれる国平流を始め、一族は「国」を片諱としてゐるが、南北朝期より国平流・国時流・教国流・定親流に「頼」を片諱とする一族が現れる。これは端的に土岐頼貞流の一族内の優位の確立を示すが、国平流も頼数に至り、頼貞流の片諱を受けてゐるからである。

煩雑な考証を重ねたが、現在の所、「尊卑」や土岐章本ではなく、より混乱が少ない「作者部類」・「澁川」こそ南北朝初期の土岐氏の比定に利用されるべき系図である事を結論としたい。

注

- (1) その他『源威抄』よりの土岐一族記事の抜き書きがある。
 (2) 光定の仮名を「五郎」とするのは浅羽本・徳山本大系図・土岐系図丙本。
 (3) 『鎌倉年代記裏書』（増補続史料大成）。

(4) 外山持康は『永享九年十月二十一日行幸記』に「土岐外山申務少輔持康」（以下『永享行幸記』）、今峯頼豊は『立政寺文書』「今嶺頼豊島地寄進状」（康暦元年四月、『岐阜県史 古代・中世史料編一』）、同頼経は『永享行幸記』に「土岐今峯次郎頼経」、穂保刑部大輔は『永享以来御番帳』（群書類従）に「土岐稲保刑部大輔」とある人物。

(5) 「足利義満袖判御教書」（嘉慶三年七月）に「土岐石谷遠江守氏久」、「足利義持袖判御教書」（応永三十一年十二月）、「足利義教袖判御教書」（永享三年九月）に「土岐石谷孫三郎淳久」（前注参照）。また先の『永享行幸記』に「土岐石谷孫三郎淳久」が見える。

(6) 久々利民部少輔は『東山殿大名外様附』（今谷明氏『室町幕府解体過程の研究』第三章「東山殿時代大名外様附」について）奉公衆の解体と再編―の翻刻による。以下「東山番帳」に、肥田瀬持康は、『後鑑』応永二十九年二月二十三日条所引『諸家文書纂』「足利義持御教書」に「肥田瀬三郎持康」とある（新訂増補国史大系。土岐系図甲本では「孫二郎」）。

(7) 『白山比咩神社叢書』（名著出版復刻）による。

(8) 桑山浩然氏編『室町幕府引付史料集成』上所収。

(9) 頼忠は「足利義詮袖判下文」（観応二年九月）に「左近将監頼忠」、土岐下野守法名浄皎は「同袖判下文」（永徳三年七月）に、「十郎頼篤」は「同袖判御教書」に、国篤は「土岐国篤置文」（応永三十二年二月）に見える。一方、二重線部の「兵部少輔」は「室町幕府奉行人連署奉書」（明応四年三月）に「土岐明智兵部少輔頼定」と見える。

(10) 大衆書房『美濃明細記 美濃雜事紀』の翻刻による。

- (11) 「足利義政御教書案」(寛正五年十月)
- (12) 「足利將軍家下知状」(文安五年十二月)
- (13) 「室町幕府奉行人連署奉書」(大永二年九月)
- (14) 『岐阜県史 古代・中世史料編二』所収。
- (15) 嘉吉元年十二月二十一日条。へは同十二月記紙背文書より補。大日本古記録による。
- (16) 『社家記録』八月二十三日・二十八日条(増補統史料大成『八坂神社記録』一所収)。本稿(上)では統群書類従本に依つたが改める。従つて観応元年八月二十日条は「生捕大將房〔兵庫入道、道存子〕乗輿」と訂正。
- (17) 函号一五四ノ一一八、巻上奥に「本云、文龜元年十月日于時永正十四年五月二日於香呂山東谷泉坊書寫了」の本奥書あり。猶同所蔵の同じく御所本の三冊本(一五四ノ六六)、同蔵六冊本(一五三ノ二〇三)、同蔵谷森本三冊(一五二ノ二一〇)、同蔵三冊本(一五三ノ二二二)、尊經閣文庫本(下巻のみ)、陽明文庫本(三冊)、岩瀬文庫本七冊にも小異があるが、土岐系図あり(何れも近世の写本)。対して国文学研究資料館蔵石野本三冊、書陵部蔵徳山毛利本五冊(二二三ノ六五)、同蔵五冊本(一五一ノ三八九)、同蔵庭田本一冊(下巻のみ。二六四ノ四三三)、東洋文庫本(三冊)、同蔵一冊本、三井文庫本(三冊)、八戸市立図書館本(三冊)、鶴舞図書館蔵三冊本(河サ三四)、同三冊本(河サ三五)、中田剛直氏蔵本二種(共に三冊)、内閣文庫蔵『勅撰作者部類』近世後期写三冊(二〇〇ノ一五六)。同蔵『同』近世中期写三冊(二〇〇ノ一五七)、早稲田大学図書館蔵中院本二冊(同図書館の網頁に公開)、祐徳稲荷神社本十五冊(一

	十が	『勅撰作者部類』にはなし。傍線は注(19)の資料も含めて国文学研究資料館の電子資料又は紙焼写真による。				
	(18)	『浄土寺文書』『統観世音経偈三十三首和歌』(『大日本史料』六之三、延元元年四月三日条所収)に道謙の和歌が載る。				
	(19)	『続作者部類』(書陵部蔵三冊本。一五二ノ三四六)を参考に土岐氏に比定される歌人の入集状況を挙げれば以下の通りで、『新拾遺和歌集』初出の囲みの歌人は系図に取られない。				
完成年	正和元	貞和五	延文四	貞治三	至徳元	永享十一
頼貞	1	1	2	2	3	3
頼遠	1	1	1	1	1	1
頼仰	1	1	1	1	1	1
頼康	2	2	3	3	3	3
氏光	1	1	1	1	1	3
光正	1	1	1	1	1	2
直氏	1	1	1	2	2	2
頼時女	1	1	1	1	1	1
頼豊	1	1	1	1	1	1
氏兼	1	1	1	1	1	1
詮直	1	1	1	1	1	1
昌義	1	1	1	1	1	1
善源	1	1	1	1	1	1
道園	1	1	1	1	1	1
(氣良頼敷)	1	1	1	1	1	1

が、細部は一致しないのである。しかし前掲の『若王子文書』によれば、飛騨伊豆守に続いて永和三年（二三七七）八月、門真莊三腰村の

押妨停止を命じられてゐる「肥田右馬助」（引付方頭人山名義理奉書）

が見え、伊豆守の後継者であると考へられるが、同人は土岐章本の右馬助に官職が一致する。また同本でその子に同じ官途の伊豆守が見える事からすると（『久下番帳』に「□岐肥田伊豆入道 同左馬助」が見える）、諱は異なるが時綱—常宗が「洪川」の光朝—光直に相当するのだらう（土岐章本の肥田信濃守貞直は『教言卿記』応永十三年閏

六月九日条に見える「肥田信濃守」か〔史料纂集〕。また肥田左馬助持重・

『花堂三代記』応永三十一年三月二十一日条に「土岐肥田左馬助持重・同修理亮」とある人物か。同二十六年八月、石清水放生会に随従した

「土岐左馬助・同修理亮」は同人〔薩戒記〕十五日条。大日本古記録〕。

〔29〕豪精本「太平記」卷十九も金勝院本同様「土岐阿波守頼勝」。

〔30〕『尊卑』が貞経子として安房守頼貞を直下に置き、光経以下を一段下に傍出させる事を見るに、傍出部は後補であり、（諱の当否は別として）『洪川』が『尊卑』よりも古態を残すと判断されるか。

〔31〕『小早川家証文』四「足利尊氏随兵次第写」（建武元年九月）、大日本古文書による。

〔32〕『観応二年日次記』七月二十一日（統群書類従）。

〔33〕『園太曆』観応二年正月一日条、文和元年四月五日条、同二年四月十日条、『長善寺文書』「鷲見加賀丸軍忠状写」（同元年七月、『愛知県史』資料編八）

〔34〕本稿（上）の名寄せ⑩。又前掲『作者部類』「六位」参照。『建内記』永享十一年六月二十八日条に、『新統古今和歌集』入集者につ

いて「土岐後開 非久々判事 為土岐今基事秋云々久々利入道（七十歳歳歎）已入両代撰集云々、可云冥加」とあり、光正が該当する。

〔35〕『土岐文書』「足利義詮御教書」（貞治五年□月）

〔36〕鍋島文庫本・諸家系図〕本同。

〔37〕元徳元年（二三二九）九月頃、伊予に於ける「土岐左近大夫」の殺害（『金沢文庫文書』「崇顕書状」、『鎌倉』三〇七三七）、同十二月には「土岐兵衛藏人」の処置について（『金沢文庫文書』「崇顕書状」、

『鎌倉』三〇八三〇）、六波羅探題金沢貞顕が記す。特定は出来ないが、土岐一族の反幕活動が継続してゐた可能性がある。

〔38〕『藤島神社文書』「結城宗広書状」（元徳三）九月二十六日、『鎌倉』三一五一五）

〔39〕猶『延文四年記』（『歴代残闕日記』十四）同六月一日条に「土岐ケヲノ入道」が見える（統群書類従本では傍線「クラ」）。

〔40〕『尊卑』で頼数叔父とされる「三川守」国行は、『建武記』「武者所結番定文写」（延元元年四月、『南北朝 関東』四四三）に「三川権守」と見える。鎌倉幕府倒壊時点で、有力武士であつたと思はれる。

〔41〕同様、問題のある土岐悪五郎については、拙稿『太平記』土岐悪五郎の比定について（『米沢国語国文』四十二、平成二十五年予定）に考証する。